

## 新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 事案終了までの期間  <u>専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理の決定は、当該輸入差止申立ての公表の日から 6 か月以内に行うものとし、特許権など侵害の事実が疎明されているか否かの判断をすることが難しく高度な専門的知見が必要となる事案や、当事者（申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）による書類の提出に時間を要する事案など、やむを得ず 6 か月を超えるときは 1 年を超えないよう努めるものとする（別添 1 参照）。</u></p> <p>3 専門委員の委嘱等</p> <p>(1) 専門委員候補に係る特別な利害関係の確認</p> <p>イ 利害関係者からの意見書の提出を受けて専門委員意見照会を実施する場合  申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者に、利害関係者から意見書が提出された後、専門委員候補（財務省の税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）と申立人又は利害関係者との間に特別な利害関係がある場合には、速やかに当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとし、併せて、意見聴取の場（「意見聴取」とは、専門委員が意見書の作成のために当事者の意見を聴取することをいい、「意見聴取の場」とは、対面により意見聴取を実施する場をいう。以下同じ。）への出席の意向及び下記 9 に規定する意見聴取を書面により実施することについての意向を確認するものとする。なお、「特別な利害関係」とは、例えば、民事訴訟法第 23 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）又は同法第 24 条第 1 項について、「裁判官」を「専門委員候補」、「事件」又は「裁判」を「申立て」又は「当事者における争い」と読み</p>	<p>第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 事案終了までの期間  専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理の決定は、当該輸入差止申立ての公表の日から <u>5 か月以内に行うよう努めるものとする（別添 1 参照）。</u></p> <p>3 専門委員の委嘱等</p> <p>(1) 専門委員候補に係る特別な利害関係の確認</p> <p>イ 利害関係者からの意見書の提出を受けて専門委員意見照会を実施する場合  申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者（<u>申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）に、利害関係者から意見書が提出された後、専門委員候補（財務省の税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）と申立人又は利害関係者との間に特別な利害関係がある場合には、速やかに当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとし、併せて、意見聴取の場（「意見聴取」とは、専門委員が意見書の作成のために当事者の意見を聴取することをいい、「意見聴取の場」とは、対面により意見聴取を実施する場をいう。以下同じ。）への出席の意向及び下記 9 に規定する意見聴取を書面により実施することについての意向を確認するものとする。なお、「特別な利害関係」とは、例えば、民事訴訟法第 23 条第 1 項各号（第 6 号を除く。）又は同法第 24</u></p>

## 新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>替えて該当する場合をいう（以下同じ。）。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2)及び(3)（省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1) 意見聴取の場の調整</p> <p>専門委員意見照会を実施する場合、原則として、意見聴取の場を開催することとする。なお、意見聴取の場の開催場所については、<u>原則</u>、東京税関本関の会議室とする。</p> <p>また、総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定し、申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員及び当事者に対し任意の書式により通知するものとする。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>6～11 （省略）</p> <p>12 意見書等の提出等</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) この通達に基づき提出又は送付することとされている意見書その他の書面は、<u>当事者又は専門委員（専門委員候補を含む。）のうち、同意を得た者に限り、電子メール等</u>により送信された電磁的記録を原本とみなし、紙面の提出を省略できるものとする。</p> <p>13～15 （省略）</p>	<p>条第1項について、「裁判官」を「専門委員候補」、「事件」を「申立て」又は「当事者における争い」と読み替えて該当する場合をいう（以下同じ。）。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p> <p>4 （同左）</p> <p>5 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1) 意見聴取の場の調整</p> <p>専門委員意見照会を実施する場合、原則として、意見聴取の場を開催することとする。なお、意見聴取の場の開催場所については、<u>当</u>面、東京税関本関の会議室とする。</p> <p>また、総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定し、申立先税関の本関知的財産調査官は、専門委員及び当事者に対し任意の書式により通知するものとする。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>6～11 （同左）</p> <p>12 意見書等の提出等</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) この通達に基づき提出又は送付することとされている意見書その他の書面は、<u>当事者及び専門委員の合意を得た場合には、電子メール</u>により送信された電磁的記録を原本とみなし、紙面（<u>原本</u>）の提出を省略できるものとする。</p> <p>13～15 （同左）</p>
<p>第2章 （省略）</p> <p>第3章 （省略）</p>	<p>第2章 （同左）</p> <p>第3章 （同左）</p>